取引所サービス約款

第１章　総則

第１条（本約款の適用）

１　この約款（以下「本約款」といいます。）は、ＧＭＯコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する取引所サービスの利用及び取引所における取引（以下「本取引」といいます。）に適用されるものとします。なお、第１章は取引所サービスのすべてに共通して適用される規定を、第２章は取引所サービスのうち取引所（現物）サービスに適用される規定を、第３章は取引所（レバレッジ）サービスに適用される規定を、第４章は取引所サービスに関するＡＰＩの提供に適用される規定を定めるものです。

２　本約款に定めのない事項については、「ＧＭＯコインサービス基本約款」の定めに従うものとします。

第２条（取引所サービス）

当社は、取引所サービスとして、次の３つのサービスをお客様に提供します。各サービスの詳細は、本約款、重要事項説明書及び取引ルール（本約款において、以下「本約款等」と総称します。）のほか、当社ウェブサイトに定めるとおりとします。

（１）取引所（現物）サービス
　　暗号資産の現物の売買を行うことができるサービス

（２）取引所（レバレッジ）サービス
　　当社の指定する銘柄にかかる証拠金取引を行うことができるサービス

（３）取引所ＡＰＩサービス
　　取引所の板情報・銘柄一覧等のパブリック情報の取得や、残高照会・注文の実行等を行うことができるプログラムの提供に関するサービス

第３条（定義）

１　「余力」とは、お客様が本取引を行うための資金とすることができる金銭の額及び暗号資産の数量をいいます。

２　「カバー取引」とは、当社が保有する本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象の銘柄等が同じ取引を、当社が第三者を相手方として行うことをいいます。

３　「カバー取引先」とは、カバー取引の相手方をいいます。

４　「建玉」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおける新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。

５　「証拠金」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおける本取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。

６　「新規注文」とは、（１）取引所（現物）サービスにおいて暗号資産の売買を行うための注文、（２）取引所（レバレッジ）サービスにおいて新たに建玉を保有するための注文をいいます。

７　「決済注文」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおいて新規注文に係る建玉を反対売買により決済するための注文をいいます。

８　「注文」とは、「新規注文」と「決済注文」の総称をいいます。

９　「注文の受付」とは、お客様の注文が当社に到達し、当社がこれに伴う所定の処理を行うことをいいます。

10　「注文の約定」とは、当社が受け付けたお客様の注文が、当社所定の執行条件を満たし、当社がこれに伴う所定の処理を行うことにより、本取引が成立することをいいます。

11　「評価損益」とは、取引所（レバレッジ）サービスにおいて仮に建玉を決済した場合に発生するであろう損失（含み損）及び利益（含み益）をいいます。
12　「取引所ＡＰＩ」とは、取引所の板情報・銘柄一覧等のパブリック情報の取得や、残高照会・注文の実行等を行うことができる当社所定のプログラムをいいます。
13　「代用暗号資産」とは、証拠金として差し入れることができる暗号資産として当社が定めるものをいいます。
14　「代用掛目」とは、代用価格の算出に用いる比率として、当社が銘柄ごとに定めるものをいいます。
15　「代用価格」とは、代用暗号資産の一単位当たりの証拠金への充当額をいい、第２０条第６項に定める方法により算出します。
16　「代用評価額」とは、代用暗号資産を証拠金に充当する場合の価額をいい、第２０条第６項に定める方法により算出します。
17　「不足金」とは、第２３条第１項に定めるものをいいます。

第４条（自己責任の原則）
お客様は、取引所サービスの利用に関し、本約款等を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において取引所サービスを利用し、また本取引を行うものとします。

第５条（取引所サービスの利用）
１　お客様は、当社が定める口座開設基準を満たすことを条件として、当社に口座を開設した上で、本約款等に定める方法により、取引所サービスを利用することができるものとします。
２　当社は、第１項の口座開設を承諾しなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第６条（手数料）
お客様は、取引所サービス利用の対価として、当社が指定する手数料を支払うものとします。手数料の詳細は、取引ルールに定めるとおりとします。

第７条（注文の受付）
１　お客様は、当社に本取引に係る注文をするにあたり、あらかじめ、当社が定める方法により、当社が指定する預金口座に金銭を送金し、また当社が指定するアドレスに暗号資産を送付するものとします。
２　当社は、①取引画面を操作する方法による注文、又は②取引所ＡＰＩによる注文のみを受け付けるものとします。なお、当社があらかじめ指定する注文については、電子メールによる注文（当社が指定する注文のみが対象となります。）を受け付ける場合があります。
３　お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
４　当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その保有するリスク等に鑑み適切であると認める場合（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合や暗号資産に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、お客様が注文することができる価格を制限すること、また注文の受付停止、拒絶等の措置を講じることができるものとします。なお、当社はこれらの措置を講じたことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第８条（注文の取消し及び変更）
お客様は、注文が有効になった時点以降は、当社が認める場合に限り、注文を取り消

し、又は変更することができるものとします。

第９条（約定等）
１　本取引は、お客様の注文と他の注文（当社がマーケットメイカーとして発注した注文を含みます。以下同様とします。）が対当する場合において、本約款等に従って成立します。
２　お客様の注文と他の注文にかかる価格が同一である場合は、原則として、当社が注文を受け付けた時点の順に執行されるものとします。
３　注文の約定処理には、社会通念上相当な処理時間を要し、また注文が実際に約定した価格とお客様の発注時点の取引価格との間に差異が生ずる場合がありますが、当該事由について当社において通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。

第１０条（取引の取消し）
当社は、お客様が、当社が指定する方法以外の方法により注文を行った場合、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって本取引が成立したと判断した場合には、第１２条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第１１条（未収入金）
当社の取引所（現物）サービスにおいて、相対する注文によっては一部のみ約定することがあり、当該約定の処理により、お客様の口座残高に未収入金が発生する可能性があります。この場合、お客様は当該未収入金を支払うものとします。

第１２条（取引条件の変更）
当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。なお、当社は本条に従って取引条件を変更したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第１３条（取引内容の確認等）
１　当社は、注文の受付後及び約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は取引画面に表示するものとします。
２　注文の受付後又は約定後４８時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
３　お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第２章　取引所（現物）サービス

第１４条（注文の指示事項）
お客様は、取引所（現物）サービスに係る本取引の新規注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において又は取引所ＡＰＩを用いて、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。
（１）注文する暗号資産
（２）売買の別
（３）注文数量

（４）価格（成行、指値又は逆指値）
（５）前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

第１５条（注文の執行）
　当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。
（１）余力が不足している場合。
（２）当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。
（３）前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

第１６条（取引ルール）
１　当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。
（１）取引対象の暗号資産
（２）注文の数量の制限
（３）取引日及び取引時間
（４）手数料
（５）前各号に定める事項のほか本取引に関する事項
２　当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

第３章　取引所（レバレッジ）サービス

第１７条（注文の指示事項）
　お客様は、取引所（レバレッジ）サービスに係る本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において又は取引所ＡＰＩを用いて、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。
（１）注文する銘柄名
（２）売買の別
（３）注文数量
（４）価格（成行、指値又は逆指値）
（５）前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

第１８条（注文の執行）
　当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。
（１）（新規注文の場合）証拠金預託額が証拠金必要額に不足している場合。
（２）当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。
（３）前各号に定める事由のほか当社が不適切であると認める場合。

第１９条（決済の方法）
　未決済の本取引の決済は、反対売買による差金決済によって行うものとします。なお、決済注文の執行にあたっては、当該決済注文に係るお客様の売買代金及び手数料等の支払債務が先に履行されるものとし、当社は当該債務の全部が完全に履行されるまでは当社の義務を履行しないことができるものとします。

第２０条（証拠金）
１　お客様は、取引所（レバレッジ）サービスに係る新規注文をする場合、あらかじめ、当社所定の額（以下「約定時証拠金必要額」といいます。）以上の証拠金を当社に預託

するものとします。
２　お客様は、取引所（レバレッジ）サービスに係る建玉を保有する場合、お客様が預託した証拠金（お客様が保有する建玉の損益を含みます。）の額を、当社所定の額（以下「維持証拠金必要額」といいます。）以上となるよう証拠金を維持するものとします。
３　前二項に基づいてお客様が当社に預託する証拠金の額（以下「証拠金預託額」といいます。）は、お客様が当社に預託した金銭の残高に、代用暗号資産の代用評価額の合計額及び取引所（レバレッジ）サービスにおいてお客様が保有する建玉の損益を加減算した額から、暗号資産ＦＸ取引にかかる証拠金必要額を減算した額とします。
４　証拠金は建玉ごとに計算されるものとします。
５　証拠金は、日本円のほか、代用暗号資産をもって差し入れることができるものとします。代用暗号資産の対象銘柄、最小代用数量及び最小代用単位は、取引ルールに定めるとおりとします。ただし、お客様が保有する暗号資産のうち、送付手続中の数量、未約定の売注文に係る数量及びＩＥＯに係るロックアップ中の数量は、代用暗号資産として差し入れることができません。
６　代用価格は、毎営業日午前６時３０分における当社の販売所サービスのビッド価格に代用掛目を乗じて算出するものとします。代用評価額は、銘柄ごとに、代用暗号資産の数量に代用価格を乗じて得た額の１円未満を切り捨てて算出するものとします。代用価格は１日に１回更新するものとし、当該時刻に算出した代用価格は、当日中は変動しないものとします。代用暗号資産の数量に増減が生じた場合には、増減後の数量に基づき代用評価額を算出するものとします。
７　代用掛目は、当社が銘柄ごとに定めるものとし、当社は、これを変更することができるものとします。当社は、代用掛目を変更する場合には、あらかじめ相当な期間をおいて、当社ウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法により、お客様に周知するものとします。
８　お客様は、証拠金預託額が証拠金必要額を超える場合に限り、その超過額の範囲内で、日本円を引き出すことができるものとします。
９　お客様は、代用暗号資産を現物残高に振り替えることができるものとします。ただし、お客様が建玉又は未約定の新規注文を有する場合には、振替後の相場の変動によりお客様が意図せずロスカット条件の成就に近づくことを防止するため、証拠金預託額のうち証拠金必要額の１００分の１２０（１２０％）に相当する額を超える部分の範囲内に限り、振り替えることができるものとします。
１０　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、代用暗号資産を現物残高に振り替えることができません。
（１）お客様が当社に預託した金銭の残高がマイナスである場合
（２）振替後の代用暗号資産の数量が取引ルールに定める最低数量を下回ることとなる場合（代用暗号資産の全数量を振り替える場合を除きます。）
１１　お客様が当社に預託した証拠金に利息は発生しません。
１２　当社は、証拠金必要額を変更することができるものとし、証拠金必要額を変更したときは、未決済の本取引にかかる証拠金にも変更後の証拠金必要額を適用することができるものとします。
１３　前各項に定めるほか、証拠金の取扱いについては当社が定める取引ルールに従うものとします。

第２１条（追加証拠金）
１　当社は、毎営業日(土日祝日を含みます。以下同じ。)建玉を保有しているお客様に対し午前６時３０分時点の口座状況の確認を実施することとし、同時点における証拠金預託額が証拠金必要額に対する当社所定の基準を下回った場合、当該基準に不足する額の追加証拠金が発生するものとします。ただし、お客様が取引所（現物）サービスにおけ

る買い注文を行っていた場合にあっては、当該注文を取り消した後、当該注文の取消し後のお客様の金銭の残高を基に、あらためて本項に基づく追加証拠金の判定が行われるものとします。なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客様の証拠金預託額が当社所定の基準まで回復した場合であっても、追加証拠金は解消しないものとします。

２　当該追加証拠金が発生した時点で、未約定の取引所（レバレッジ）サービス及び暗号資産ＦＸにおける注文は失効するものとします。

３　お客様は、第１項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金が発生した営業日午前３時までに、以下のいずれかの方法により解消しなければならないものとします。

（１）不足額に相当する日本円を入金する方法

（２）不足額が解消するよう建玉を決済する方法

（３）お客様が当社に預託する暗号資産を売却の上、当該売却代金を不足額に充当する方法。ただし、代用暗号資産として差し入れている暗号資産を売却した場合には、当該暗号資産に係る代用評価額が証拠金預託額から同時に減少するため、不足額に充当される額は、売却代金から当該代用評価額に相当する額を控除した額となります。

（４）代用暗号資産を差し入れる方法。この場合、代用暗号資産は代用評価額をもって証拠金預託額に算入されるため、不足額を解消するためには、不足額を代用掛目で除して得た額に相当する暗号資産を差し入れる必要があります。

４　前項の日時までに追加証拠金の解消を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を強制決済することができるものとします。

５　お客様は、追加証拠金を解消するまでの間、取引所（レバレッジ）サービス及び暗号資産ＦＸにおける新規注文、販売所及び取引所（現物）サービスにおける新規買い注文、日本円の出金、暗号資産の送付並びに代用暗号資産の現物残高への振替はできないものとします。

第２２条（ロスカット）

１　当社は、未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、以下の各号に定める場合（併せて以下「ロスカット条件」といいます。）にロスカットを執行することができるものとします。なお、ロスカット条件の詳細は取引ルールにおいて定めます。

（１）未決済の本取引ごとにお客様が設定したロスカット価格に取引所（レバレッジ）サービスにおける直近の約定価格が到達した場合

（２）証拠金預託額が証拠金必要額に対する当社所定の基準を下回った場合

２　ロスカットは、次の各号に定める方法で執行するものとします。

・前項（１）の場合

①当該ロスカット条件が成就した未決済の本取引に対する全ての約定前の決済注文を失効させること。

②当該ロスカット条件が成就した未決済の本取引を強制決済（反対売買）すること。

・前項（２）の場合

①全ての約定前の注文を失効させること。

②全ての未決済の本取引を強制決済（反対売買）すること。

３　ロスカット条件の成否については当社が一定の間隔で監視を行い、その成否を判断するものとします。

４　当社は、第１項各号に定める事由が発生した直後にロスカットが執行されること、及びロスカット条件の成就の基準となる価格でロスカットが執行されること等を保証するものではありません。お客様は、ロスカットの執行により証拠金の額を大幅に上回る損失が生じる場合があることを、あらかじめ了承するものとします。

５　お客様が証拠金の預託又は建玉の決済手続等を行った場合において、当該手続が完了する前にロスカット条件が成就したことによりロスカットが執行されたとしても、当社は、これによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第２３条（不足金）
１　お客様が代用暗号資産を差し入れている場合において、毎営業日午前６時の時点における、お客様が当社に預託した金銭の残高にお客様が保有する建玉の評価損の額を加算した額（当該建玉に評価益が生じている場合には、当該評価益は加算しません。）のマイナスが、当社が定めるマイナス許容額を超えたときは、その超過額について不足金が発生するものとします。マイナス許容額は、取引ルールに定めるとおりとします。
２　お客様は、前項の不足金を、当該不足金が発生した日の翌営業日の午後７時までに、次の各号のいずれかの方法により解消しなければならないものとします。
（１）不足金の額以上の日本円を入金し、又は当社の他のサービスに係る口座から振り替える方法
（２）評価益のある建玉の一部又は全部を決済する方法
（３）お客様が当社に預託する暗号資産を売却の上、当該売却代金を不足金の額に充当する方法。ただし、代用暗号資産として差し入れている暗号資産を売却した場合には、当該暗号資産に係る代用評価額が証拠金預託額から同時に減少するため、不足金の額に充当される額は、売却代金から当該代用評価額に相当する額を控除した額となります。
３　不足金が発生した後、翌営業日以降の判定において不足金の額が増加したときは、当社は、不足金の額を更新するものとします。この場合においても、前項に定める期限は延長されないものとします。
４　お客様は、お客様が当社に預託した金銭の残高がマイナスである間は、暗号資産の送付並びに代用暗号資産の現物残高への振替を行うことができないものとします。
５　第２項に定める期限までに不足金の解消を当社が確認できない場合、当社は、お客様に通知することなく、不足金の解消に充てるため、お客様が証拠金として差し入れている代用暗号資産の全部を、当社が定める市場において売却することができるものとします。この場合、当社は、当該売却に先立ち、お客様の取引所（現物）サービスにおける未約定の売注文の全部を取り消すことができるものとします。
６　前項の売却は、当社所定の数量に分割して行うことがあり、分割した注文ごとに約定価格が異なることがあります。当社は、当該売却が特定の価格で成立することを保証するものではありません。当社は、これによってお客様に生じた損害につき責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。
７　お客様は、建玉の決済（ロスカットの執行を含みます。）により生じた損失の額その他の債務の額が証拠金預託額を超える場合には、直ちにその超過額を当社に支払うものとします。第５項の売却を行った後においてなお当該超過額が残存する場合も、同様とします。

第２４条（取引ルール）
１　当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。
（１）取引対象の銘柄
（２）注文又は建玉の数量の制限
（３）必要な証拠金の額の計算方法
（４）代用暗号資産の対象銘柄、代用掛目、最小代用数量、最小代用単位及び最低数量
（５）追加証拠金
（６）不足金（マイナス許容額を含みます。）
（７）ロスカットルール

（８）取引日及び取引時間
（９）手数料
（１０）前各号に定めるほか本取引に関する事項
２　当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

第４章　取引所ＡＰＩ

第２５条（利用許諾）
当社は、お客様に対して、お客様が当社の提供する取引所ＡＰＩを、当社の定める使用ルールに従って使用することができる譲渡不可、再許諾不可の権利を非独占的に許諾します。なお、当社は、お客様に対して通知することにより、お客様に対して何ら責任を負うことなく、利用許諾の内容を変更し、また許諾を取り消すことができるものとします。

第２６条（取引所ＡＰＩの利用等）
１　お客様は、本約款等に従って、取引所ＡＰＩを利用するものとします。
２　取引所ＡＰＩ利用の対価は、無償とします。
３　お客様は、取引所ＡＰＩについて、商業利用、第三者への販売・利用許諾、解析、改竄、機能の変更、再配信その他当社が明示的に許諾する以外の方法及び態様において使用してはならないものとします。
４　取引所ＡＰＩに関する著作権その他の一切の権利は、当社に帰属し、お客様は、第２５条に定める権利以外の如何なる権利をも取得するものではありません。

第２７条（免責）
１　お客様は、当社がお客様に発行したＡＰＩキー及びＡＰＩシークレット等（以下「ＡＰＩ情報等」と総称します。）を第三者に開示し、若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏洩しないよう厳重に管理するものとします。
２　お客様のＡＰＩ情報等を設定し取引所ＡＰＩを使用した取引所サービスの利用は、お客様による取引所サービスの利用とみなします。第三者が取引所ＡＰＩを利用して取引所サービスを利用した場合、お客様は、当該利用行為に関する債務を負担し、当該利用行為により当社に損害が発生した場合、当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により、又はお客様の責めに帰すべき事由によらないで、第三者が取引所ＡＰＩを利用して取引所サービスを利用した場合はこの限りではありません。
３　取引所ＡＰＩの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様が損害を被った場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当該損害が、当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合は、この限りではありません。

附則
２０１８年　９月　５日　制定
２０１９年　４月２４日　改定
２０１９年１０月２３日　改定
２０２０年　５月　１日　改定
２０２０年　６月１１日　改定
２０２０年　８月　５日　改定
２０２１年　４月２１日　改定
２０２２年１１月１６日　改定
２０２６年　８月１５日　改定